

PiTaPa 1 カ月定額サービスの再設定について

(北大阪急行延伸に伴うバス路線の再編)

● 対象のお客様

- 「PiTaPa 1 カ月定額サービス」をご利用（ご登録）されているお客様で、2024年3月23日（土）に実施予定の箕面市域を中心とするバス路線の再編により、ご利用区間の運賃に変更がある方

[【ご利用区間の運賃のご確認はこちら】](#)

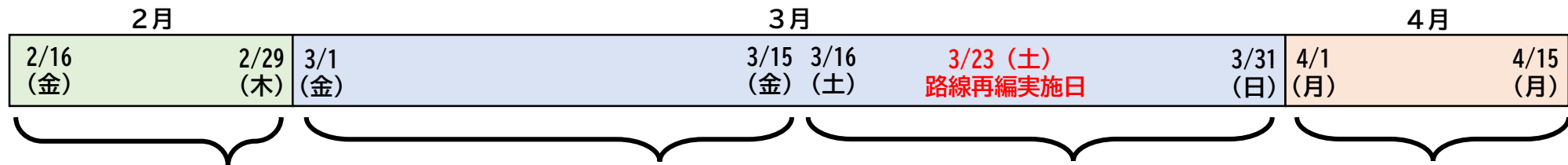
[【PiTaPa 1 カ月定額サービスの制度について】](#)

● 手続き方法

- PiTaPa会員サイト [「PiTaPa倶楽部」](#) より、お客様ご自身で手続きが必要です。
- 登録区間の変更は、①現在の登録を『取消』したのち、②変更後の運賃区間を『登録』してください。

● 取消・登録の期間と適用タイミング

- 以下図表や当社HPをご参照いただき、上記手続き方法より再登録をお願いいたします。
- 月単位のサービスのため、恐れ入りますが3/23の再編当日を期日とした変更はできません。



| | | 期間① (16日～月末まで) | 期間② (月初～15日まで) | 期間③ (16日～月末まで) | 期間④ (月初～15日まで) |
|------------|-----------|----------------|----------------------|----------------|----------------------|
| 必要な 手続き | 現行運賃の『取消』 | 3月分(3/1)より取消 | 3月分(3/1)より取消 | 4月分(4/1)より取消 | 4月分(4/1)より取消 |
| | 新規運賃の『登録』 | 3月分(3/1)より適用開始 | 適用開始を3月分または4月分から選択可能 | 4月分(4/1)より適用開始 | 適用開始を4月分または5月分から選択可能 |